証券コード：8424

第49期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時	平成30年６月22日（金曜日）午前10時 （受付開始：午前９時）
開催場所	東京都千代田区神田三崎町三丁目３番23号 当社本社ビル　11階会議室 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
議案	第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　取締役９名選任の件 第３号議案　取締役に対する株式報酬制度導入の件

FUYO LEASE
芙蓉総合リース株式会社

【目　次】

第49期定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 5
事業報告…… 16
連結計算書類…… 41
計算書類…… 43
監査報告…… 45

（証券コード8424）
平成30年５月31日

株　主　各　位

東京都千代田区神田三崎町三丁目３番23号
芙蓉総合リース株式会社
取締役社長　辻　田　　泰　徳

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁に記載のご案内に従って議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年６月22日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

２．場　　所　　東京都千代田区神田三崎町三丁目３番23号
当社本社ビル　11階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3．会議の目的事項

報 告 事 項　1．第49期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第49期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役９名選任の件

第３号議案　取締役に対する株式報酬制度導入の件

4．招集にあたっての決定事項

⑴議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

⑵代理人によるご出席の場合は、議決権を有する当社の他の株主の方１名を代理人にご指定のうえ、同封の議決権行使書用紙とともに代理権を証する書面をご提出ください。

5．株主総会参考書類及び招集通知提供書面に関する事項

⑴招集通知で提供すべき株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、５頁から48頁までに記載のとおりです。
ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.fgl.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集通知の提供書面には記載しておりません。
①事業報告の「新株予約権の状況」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
なお、監査役及び会計監査人は、上記ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。

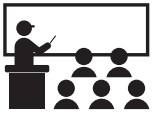
⑵株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時▶▶▶平成30年６月22日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

株主総会に当日ご出席いただけない場合

■郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送くださいますようお願い申し上げます。

行使期限▶▶▶平成30年６月21日（木曜日）到着

■インターネットによる議決権行使



後記（４頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

行使期限▶▶▶平成30年６月21日（木曜日）午後５時20分まで



なお、議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1．インターネットによる議決権行使について

⑴　書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）より議決権の行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

⑵　行使期限は平成30年６月21日（木曜日）午後５時20分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

⑶　書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。

⑷　パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

⑸　インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）
・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行　証券代行部**までお問い合わせください。

⑴　議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　0120－768－524（平日　9：00～21：00）

⑵　上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　0120－288－324（平日　9：00～17：00）

以　上

（ご参考）
機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当社グループは、「業績及び目標とする経営指標等を勘案し、確固たる経営基盤、財務体質の強化を図るべく、株主資本の充実に努めるとともに、長期的かつ安定的な配当の継続により、株主の皆様への利益還元に努める」ことを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当は、当社基本方針に基づき、通期の連結業績等を総合的に勘案したうえで、次のとおり１株につき78円といたしたいと存じます。

なお、中間配当金として、68円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、１株当たり16円増配の146円となります。

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金78円
　　総額　　2,357,383,938円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成30年６月25日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、優良営業資産取得のための資金に充当するなど、今後の経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　減少する剰余金の項目とその額
　　繰越利益剰余金　　6,000,000,000円

⑵　増加する剰余金の項目とその額
　　別途積立金　　6,000,000,000円

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（７名）が、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役山田秀貴氏は、平成30年３月31日付で退任されました。

つきましては、コーポレートガバナンスの一層の向上・強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1 再任	佐藤　隆	取締役会長（代表取締役）	100% (10回/10回)
2 再任	辻田泰徳	取締役社長（代表取締役）	100% (10回/10回)
3 再任	風間省三	取締役副社長（代表取締役） 会社業務全般補佐、企画･管理部門統括、営業部門統括、グループガバナンス統括、コンプライアンス統括 総務部の所管業務	100% (10回/10回)
4 再任	相沢慎哉	専務取締役 海外部門統括 国際業務部・国際戦略投資部・国際営業推進部・国内営業部店の各所管業務	100% (10回/10回)
5 新任	武部頼明	専務執行役員 不動産部門統括 営業企画部《不動産》・不動産企画部・国内営業部店の各所管業務	―
6 再任	細井聡一	常務取締役 ＩＲ、情報管理統括、リスク統括 経営企画部・審査部・審査第二部・融資部・財務企画部・財務部の各所管業務	100% (10回/10回)
7 再任	南　直哉 社外取締役 独立役員	取締役	100% (10回/10回)
8 再任	一色誠一 社外取締役 独立役員	取締役	100% (10回/10回)
9 新任	市川秀夫 社外取締役 独立役員	―	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さとう　たかし 佐藤　隆 (昭和28年3月18日生) 再任	昭和52年 4月 株式会社富士銀行 入行 平成18年 3月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員（平成21年3月退任） 平成21年 5月 当社副社長執行役員 平成21年 6月 当社取締役副社長　副社長執行役員 当社代表取締役（現任） 平成21年11月 当社取締役社長　社長執行役員 平成28年 4月 当社取締役会長 現在に至る	8,500株
	（取締役候補者とした理由） みずほフィナンシャルグループにおける豊富な業務経験と経営経験を有し、また、平成21年からは、当社取締役副社長兼副社長執行役員、取締役社長兼社長執行役員として、業務全般を統括するなど業務全般を熟知し、経営経験も豊富な人物であります。業務統括者としての実績を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としました。		
2	つじた　やすのり 辻田　泰徳 (昭和31年6月28日生) 再任	昭和56年 4月 株式会社富士銀行 入行 平成25年 4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 副社長執行役員（平成25年6月まで） 株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員（平成25年11月まで） 株式会社みずほコーポレート銀行 副頭取執行役員（平成25年7月まで） みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員（平成26年4月まで） みずほ証券株式会社 常務執行役員（平成26年4月まで） 平成25年 6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役副社長（代表取締役）（平成26年6月まで） 平成25年11月 株式会社みずほ銀行 取締役副頭取（平成27年3月まで） 平成26年 6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役兼執行役副社長（代表執行役）（平成27年3月まで） 平成27年 4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役（平成27年6月退任） 平成27年 5月 当社副社長執行役員 平成27年 6月 当社取締役副社長　副社長執行役員 当社代表取締役（現任） 平成28年 4月 当社取締役社長　社長執行役員 現在に至る	3,100株
	（取締役候補者とした理由） みずほフィナンシャルグループ取締役副社長、みずほ銀行取締役副頭取を務めるなど、金融機関の経営経験を有し、また、平成27年からは、当社取締役副社長兼副社長執行役員、取締役社長兼社長執行役員を務め業務全般を統括するなど経営経験も豊富な人物であります。業務統括者としての実績を踏まえ、また、その経験と知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かざ　ま　しょう　ぞう 風　間　省　三 (昭和31年４月５日生) 再任	昭和54年４月　株式会社富士銀行 入行 平成18年３月　株式会社みずほ銀行 執行役員新橋支店長 平成21年４月　みずほ総合研究所株式会社 常務執行役員事業本部長（平成22年４月退任） 平成22年５月　当社専務執行役員 平成22年６月　当社専務取締役　専務執行役員 平成26年４月　当社代表取締役（現任） 平成30年４月　当社取締役副社長　副社長執行役員 現在に至る	4,300株
	（取締役候補者とした理由） 平成22年より、当社専務取締役兼専務執行役員として、人事、総務、財務、審査等を担当するほか企画・管理部門全体を統括するなど豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、平成30年4月からは、当社取締役副社長兼副社長執行役員として、業務全般について社長を補佐しております。その経験と知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としました。		
4	あい　ざわ　しん　や 相　沢　慎　哉 (昭和34年７月10日生) 再任	昭和57年４月　株式会社富士銀行 入行 平成22年４月　株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員業務監査部長（平成23年４月退任） 平成23年５月　当社常務執行役員 平成23年６月　当社常務取締役　常務執行役員 平成30年４月　当社専務取締役　専務執行役員 現在に至る （重要な兼職の状況） Fuyo General Lease(USA)Inc. Chairman&CEO Fuyo General Lease (HK) Ltd.　Chairman 芙蓉綜合融資租賃(中国)有限公司 董事長兼法定代表者 FGL Aircraft Ireland Limited Director Fuyo Aviation Capital Europe Limited Chairman/Director	3,800株
	（取締役候補者とした理由） 平成23年より、当社常務取締役兼常務執行役員として、また、平成30年4月からは、当社専務取締役兼専務執行役員として、中期経営計画の戦略分野である航空機リース、国際業務等を担当するなど豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験と知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としました。		
5	たけ　べ　より　あき 武　部　頼　明 (昭和30年11月22日生) 新任	昭和53年４月　安田信託銀行株式会社 入行 平成17年４月　みずほ信託銀行株式会社 執行役員不動産企画部長 平成21年６月　同行常務取締役（平成23年４月退任） 平成23年４月　当社執行役員営業推進第一部長 平成25年４月　当社常務執行役員 平成30年４月　当社専務執行役員 現在に至る	600株
	（取締役候補者とした理由） 平成23年より、当社執行役員として営業部門を担当するほか、常務執行役員及び専務執行役員として、不動産部門全般を統括するなど豊富な業務経験と知見を有し、業務全般を熟知しております。その経験と知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	ほそ　い　そう　いち 細　井　聡　一 (昭和35年２月21日生) 再任	昭和58年４月　株式会社富士銀行 入行 平成25年４月　株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役員財務企画部長（平成26年４月退任） 株式会社みずほ銀行 執行役員財務企画部長（平成26年４月退任） 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員財務企画部長（平成25年７月まで） 平成26年４月　当社常務執行役員 平成26年６月　当社常務取締役　常務執行役員 現在に至る	1,700株
	（取締役候補者とした理由） みずほフィナンシャルグループにおける財務、経理業務等の豊富な業務経験を有し、また、平成26年からは、当社常務取締役兼常務執行役員として、財務、経理、IR、システムを担当するほか、平成29年からは、経営企画部門を担当するなど業務全般を熟知しております。その経験と知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としました。		
7	みなみ　　のぶ　や 南　　直　哉 (昭和10年11月15日生) 再任 社外 独立	昭和33年４月　東京電力株式会社 入社 平成11年６月　同社取締役社長 平成14年10月　同社顧問（平成24年３月退任） 平成17年６月　当社取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 一般財団法人地球産業文化研究所 理事長 株式会社フジ･メディア･ホールディングス 社外監査役	0株
	（社外取締役候補者とした理由） 南　直哉氏は、東京電力株式会社社長（平成14年退任）を務められたほか、上場会社の社外役員や一般社団法人理事長等数々の要職を歴任されております。同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		
8	いっ　しき　せい　いち 一　色　誠　一 (昭和23年９月８日生) 再任 社外 独立	昭和47年４月　日本石油株式会社 入社 平成24年６月　ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 ＪＸホールディングス株式会社 取締役 平成26年６月　ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社（現ＪＸＴＧエネルギー株式会社）　顧問（平成28年６月退任） 平成27年６月　当社取締役 現在に至る	0株
	（社外取締役候補者とした理由） 一色誠一氏は、JX日鉱日石エネルギー株式会社代表取締役社長のほか、JXホールディングス株式会社取締役、株式会社ENEOSセルテック社長を歴任されております。同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	いち かわ ひで お 市 川 秀 夫 (昭和27年3月18日生) 新任 社外 独立	昭和50年 4月 昭和電工株式会社 入社 平成23年 1月 同社代表取締役社長　社長執行役員、最高経営責任者（ＣＥＯ） 平成29年 1月 同社代表取締役会長（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 昭和電工株式会社　代表取締役会長	0株
	（社外取締役候補者とした理由） 市川秀夫氏は、昭和電工株式会社の代表取締役社長兼社長執行役員及び代表取締役会長として、長年企業経営に携わっております。同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．南　直哉氏、一色誠一氏及び市川秀夫氏は、社外取締役候補者であります。
3．南　直哉氏及び一色誠一氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その就任期間は、本総会終結の時をもって、南　直哉氏が13年、一色誠一氏が３年となります。
4．当社は、南　直哉氏及び一色誠一氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を、法令が規定する最低責任限度額まで限定する契約を締結しておりますが、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、市川秀夫氏が選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5．当社は、南　直哉氏及び一色誠一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。南　直哉氏は東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）の元社長であり、当社は同社との間に通常のリース取引がありますが、その額は売上高の１％未満です。一色誠一氏はＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社（現ＪＸＴＧエネルギー株式会社）の元社長であり、当社は同社との間に通常のリース取引がありますが、その額は売上高の１％未満です。
また、市川秀夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。同氏は昭和電工株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社との間に通常のリース取引がありますが、その額は売上高の1％未満です。
6．各候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の当社における担当につきましては、事業報告29頁～32頁の「２．会社の現況 (3)会社役員の状況 ①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
※当社の社外役員に関する独立性基準は15頁に記載のとおりであります。

第３号議案　取締役に対する株式報酬制度導入の件

１．提案の理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬（年次賞与）」及び「株式報酬型ストックオプション」により構成されておりますが、今般、「株式報酬型ストックオプション」としての新株予約権の新規付与を取りやめ、当社の社外取締役以外の取締役（以下、「対象取締役」といいます。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下、「執行役員」といいます。当社の対象取締役及び執行役員を総称して、以下、「取締役等」といいます。）を対象に、新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入いたしたく存じます。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を一層高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本制度の導入は相当であるものと考えております。本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、平成２０年６月２５日開催の第３９期定時株主総会においてご承認いただきました当社の取締役に対する金銭による報酬限度額（年額５００百万円以内（当社の取締役を対象とする「基本報酬」分年額360百万円以内及び当社の社外取締役以外の取締役を対象とする「業績連動報酬（年次賞与）」分年額140百万円以内で構成されております。））とは別枠として、新たな株式報酬を対象取締役に対して支給するため、その報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。

なお、当社は、平成20年6月25日開催の第39期定時株主総会において、上記の金銭による報酬限度額とは別枠として、対象取締役を対象とする「株式報酬型ストックオプション」を年額120百万円以内とする旨をご承認いただき今日に至っておりますが、本議案の承認可決を条件として、「株式報酬型ストックオプション」にかかる報酬限度枠を廃止することといたします。

第2号議案「取締役９名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象取締役の員数は６名となります。

なお、本制度の導入にかかる取締役会決議に際しては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬等諮問委員会の審議を経た結果、本制度の導入は相当である旨の答申を受けております。

２．本制度における報酬等の額及び内容等

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

（2）本制度の対象者
社外取締役以外の取締役及び取締役を兼務しない執行役員

（3）信託期間
平成30年８月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（4）信託金額（報酬等の額）
本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成31年３月末日で終了する事業年度から平成33年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、当該３事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する３事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。
まず、当社は、上記（3）の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する必要資金として、950百万円（うち対象取締役分として360百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。
また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、950百万円（うち対象取締役分として360百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、総称して「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、950百万円（うち対象取締役分として360百万円）を上限とします。
なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。また、当社が本信託に拠出する各対象期間に対応する執行役員分の必要資金（信託金額）について、その上限を超過する場合には、取締役会において必要な手当てをいたします（下記（6）の執行役員分のポイント給付の上限についても同様といたします。）。

（5）当社株式の取得方法及び取得株式数
本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。
なお、当初対象期間につきましては、300,000株（うち対象取締役分として114,000株）を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（6）取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、100,000ポイント（うち対象取締役分として38,000ポイント）を上限とします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

これら及び信託金額は、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであります。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

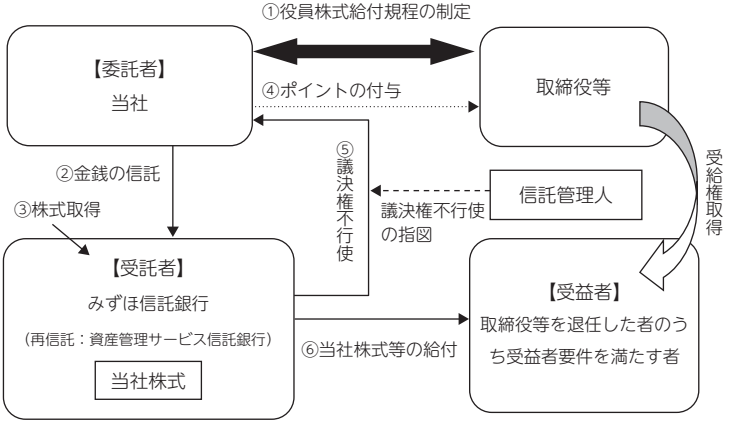
（9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式につきましては、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭につきましては、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



①当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
②当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

【社外役員の独立性に関する基準】

当社取締役会は、当社の社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」といいます）が次のいずれかに該当する場合、独立性の要件を満たしていないと判断します。

1. 当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」といいます）の業務執行者
2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます）
5. 当社の大株主又はその業務執行者
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者
7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（近親者とは二親等以内の親族をいいます）が上記1から7までのいずれか（4及び5を除き、重要なものに限ります）に該当する者
9. 過去３年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 上記1から7において、当社が独自の判断として、独立性を判断する基準は以下のとおりとします。
    なお、形式的に独立性に抵触する場合であっても、他の合理的な理由を含めて総合的に判断した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、その理由を明らかにすることによって独立性を認める場合があります。
    （1）過去において、上記1に該当している者は、会社法第2条の定める社外役員の適格性を満たす場合、独立性を認めます。
    （2）上記2及び3における、「主要な取引先」の解釈は、役務の提供等に伴う金銭その他の財産授受に関し、継続して（継続が見込まれる場合を含みます）、直近の事業年度の年間連結総売上高の1％以上となる取引がある場合には主要な取引先とみなします。
    （3）上記4における「多額の金銭その他の財産を得ている」基準は、過去３年平均により年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているか否かにより、独立性を判断します。
    （4）上記5における「大株主」とは、議決権比率が10％を超える株主をいいます。
    （5）上記6の「寄付を行っている先又はその業務執行者」において、過去3年間平均により年間1,000万円を超える寄付を行っている場合には、独立性に疑義があるものとみなします。
    （6）上記7の「相互就任の関係にある先」のうち、双方が継続して相互に選任し、かつ、当社出身以外の社外役員が複数人存在しない場合など、密接な関係が認められる場合には、独立性に疑義があるものとみなします。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　事業の経過及び成果

①　経済環境

当連結会計年度における我が国経済は、好調な企業業績や雇用情勢の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。海外経済も米国の通商政策や地政学的リスクの影響が懸念されたものの、全体としては堅調な景気拡大が続いております。

リース業界におきましては、平成29年度のリース取扱高が前年度比3.9％減少して４兆8,300億円（公益社団法人リース事業協会統計、速報値）となりました。

②　企業集団の状況

こうした環境の下、当社グループは、平成29年４月より新たに５ヵ年の中期経営計画「Frontier Expansion 2021」をスタートさせました。計画初年度である平成29年度はコーポレートスローガンである『前例のない場所へ。』の実践を通じ、新しいビジネス領域を切り拓き、事業ポートフォリオのフロンティアを拡大し続ける企業グループを目指して、計画に掲げたビジネス戦略・マネジメント戦略を着実に遂行いたしました。

平成29年度における中期経営計画の遂行状況は次のとおりであります。

【ビジネス戦略】

中期経営計画「Frontier Expansion 2021」のビジネス戦略を機動的かつ効率的に推進するため、不動産や航空機など戦略分野を中心とした営業組織の改編を行い、成長ドライバーとなる事業領域に積極的に経営資源を投入いたしました。

不動産分野では、多店舗展開企業との連携による大型ショッピングモール案件の取組や、有力デベロッパーとの提携取引の拡大により、営業資産残高は順調に増加しました。また、訪日観光客の増加を背景に「宿泊特化型ホテル」の成約が増加しており、世界初となる水素エネルギーを活用したホテルの建物リースにも取り組みました。

エネルギー・環境分野では、当社グループとして最大規模の富岡杉内太陽光発電所が稼働いたしました。当社グループが運営するメガソーラーは、平成30年3月末現在で30基稼働しており、約30,000世帯分のクリーン電力を供給しております。

医療・福祉分野では、研究開発型ベンチャー企業が開発する製品の拡販に関するファイナンス面でのサポートを狙いに、出資を通じた提携関係の強化を進めております。また、中古医療機器に関するノウハウをグループ内に取り込むべく、中古大型医療機器の買取・販売に強みを有する株式会社ＦＵＪＩＴＡを連結子会社とすることで合意いたしました。

航空機分野では、日本の航空会社として初めて導入された最新鋭の航空機「エアバスＡ321ｎｅｏ」のリースを開始したほか、当社として初めて航空機エンジンのオペレーティング・リースに取り組みました。平成30年３月末現在の自社保有機は24機、全体の運航機体数は前期末比６機増加して98機となりました。

海外分野では、M&Ａを通じて北米における事業規模の拡大と収益向上を図る戦略として、カナダでピックアップトラックのレンタル・リース事業を行う現地企業グループに出資して持分法適用関連会社といたしました。

新領域分野では、平成29年１月に連結子会社化したアクリーティブ株式会社とのグループシナジーを追求して、当社グループのお客様に対するＦＰＳメディカル（診療・介護報酬債権早期支払サービス）などの連携営業を推進いたしました。

また、グループ内で重複していたベンダーリース事業及び生命保険販売事業をシャープファイナンス株式会社に集約するなど、グループ全体の営業力の強化と事業の効率化を図りました。

【マネジメント戦略】
　マネジメント戦略では、ビジネス領域の拡大に伴い多様化するリスクに備えて、事業領域におけるリスク対応力の強化を進めるとともに、グループベースでのコンプライアンス体制の充実を図りました。
　資金調達では、コマーシャルペーパーや社債の機動的な発行、取引金融機関の拡大により、グループ全体として調達力の更なる向上に取り組みました。
　また、「働き方改革」の実現に向けて、社員一人ひとりが柔軟かつ効率的に働くことができる環境作りを進め、平成29年8月には、「子育てサポート企業」として「プラチナくるみん認定（※）」を受けました。
　なお、当社は東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しており、ガバナンスの向上を着実に進めております。

※プラチナくるみん認定は、厚生労働大臣より「子育てサポート企業」として認定された企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が受けられる特例認定を表しております。

　以上のことから、当社グループの連結業績につきましては、次のとおりとなりました。

　当連結会計年度の契約実行高は前年度比32.5％増加の１兆1,050億２千８百万円となり、当連結会計年度末の営業資産残高（割賦未実現利益控除後）は前連結会計年度末比1,251億６千３百万円（6.1％）増加して２兆1,687億２千８百万円となりました。
　損益面では、売上高は前年度比16.4％増加の5,902億１百万円、営業利益は前年度比13.9％増加の326億９百万円、経常利益は前年度比12.2％増加の352億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比9.9％増加の219億４千４百万円となりました。

③　セグメントの業績

当連結会計年度におけるセグメントの業績は次のとおりであります。

［リース及び割賦］

リース及び割賦の契約実行高は前年度比4.7％増加して6,135億５百万円となり、営業資産残高は前連結会計年度末比6.1％増加して１兆5,894億８千万円となりました。リース及び割賦の売上高は前年度比15.4％増加して5,602億９千８百万円となり、セグメント利益は前年度比3.4％増加して297億５百万円となりました。

［ファイナンス］

ファイナンスの契約実行高は前年度比96.9％増加して4,878億７千３百万円となり、営業資産残高は前連結会計年度末比5.8％増加して5,595億７千６百万円となりました。ファイナンスの売上高は前年度比27.1％増加して130億６千３百万円となり、セグメント利益は前年度比23.6％増加して86億５百万円となりました。

［その他］

その他の契約実行高は36億４千８百万円と前年度比34億１百万円増加し、営業資産残高は前連結会計年度末比14.5％増加して196億７千１百万円となりました。その他の売上高は前年度比49.7％増加して168億３千９百万円となり、セグメント利益は前年度比20.7％増加して44億３千８百万円となりました。

⑵ 企業集団の対処すべき課題

① 経営理念

当社グループは、次の４つを恒久的な経営理念として掲げ、その実現に努めております。

・リース事業を通じて企業活動をサポートし、社会の発展に貢献する。
・顧客第一主義に徹し、最高のサービスを提供する。
・創造と革新を追求し、株主・市場から評価される企業を目指す。
・自ら考え積極的に行動する社員を育て、働き甲斐のある職場を創る。

② 中期的な経営方針・戦略

今後の国内経済の見通しにつきましては、個人消費の底堅い推移や企業の設備投資の増加により緩やかな景気回復が続くと見込まれますが、米国に端を発する貿易摩擦の強まりなどにより世界経済が減速する可能性もあり、先行きに不透明感を抱えながら推移すると予測しております。

このような状況の下、当社グループは、コーポレートスローガンである『前例のない場所へ。』の実践を通じた新しいビジネス領域やビジネスモデルへのたゆまぬ挑戦により事業ポートフォリオのフロンティアを拡大し、国内リース事業を取り巻く環境が大きく変化していく中でも力強く持続的に成長する企業グループを目指してまいります。

中期経営計画の２年目となる平成30年度も、経営目標の達成に向けて、中期経営計画「Frontier Expansion 2021」で掲げている3つの戦略、『戦略分野の選択と集中』、『フロンティアへの挑戦』、『グループシナジーの追求』を軸として、【ビジネス戦略】及び【マネジメント戦略】を着実に推進してまいります。

【ビジネス戦略】

1　戦略分野の選択と集中

最も成長が期待できる６つの「戦略分野」を利益成長のドライバーと位置付け、この分野に経営資源を集中的に投入して、不動産、航空機などの収益性の高い営業資産を積み上げ、事業ポートフォリオの入替を進めることで、ＲＯＡの向上を図ってまいります。

また、４つの「コア分野」においては、顧客基盤の維持・拡大により、当社グループの強みを維持・強化してまいります。

［戦略分野］	［コア分野］
・不動産	・オートリース
・エネルギー・環境	・ベンダーリース
・医療・福祉	・国内コーポレート（※２）
・航空機	・ファイナンス
・海外	
・新領域（※１）	

※１　新領域は新規事業やビジネス領域の拡大など新しい取組となるビジネスの総称であります。

※２　国内コーポレートはグループ各社の国内法人のお客様を中心としたビジネス分野を表しております。

2　フロンティアへの挑戦

「新領域」においては、中期経営計画期間中の早い段階でビジネスの種をまき、育成を行い、成果として結実させることが重要な経営課題であると認識しております。

その実現に向けて、「物件価値」に重点を置いたビジネス領域の拡大、グループ及び業務提携先のネットワークを活用した中古資産買取サービスなどの提供、資産回転型ビジネス（※）の推進など、従来の枠組みを超えた競争力の高いビジネスに果敢に挑戦して、収益力の向上と持続的な成長への基盤作りを行ってまいります。

※　資産回転型ビジネスは、当社が保有している営業資産を流動化することにより資産効率の向上を図るビジネスを表しております。

3　グループシナジーの追求

グループ各社が持つノウハウを有効活用するための人材交流を積極的に進めるとともに、グループ間の連携営業を一層強化して、各社の商品やサービスをグループのマーケットに展開していくことで、グループシナジーの最大化を図ってまいります。

【マネジメント戦略】

ビジネス戦略を支える経営基盤の強化戦略として、次のマネジメント戦略を推進してまいります。

1　フロンティア拡大に伴う新たなリスクへの対応力強化
2　コーポレート機能強化及び生産性向上
3　グループ力発揮のためのガバナンス体制の強化

③　目標とする経営指標

中期経営計画「Frontier Expansion 2021」では、計画最終年度である平成33年度（2022年3月期）の目標及び平成31年度（2020年3月期）の中間目途値を以下のとおり設定しております。

連結経営目標	平成29年度 (2018年3月期) 実績	平成31年度 (2020年3月期) 中間目途値	平成33年度 (2022年3月期) 目標
営業資産残高	21,687億円	23,000～24,000億円	25,000億円
経常利益	352億円	380～420億円	500億円
ＲＯＡ （営業資産経常利益率）	1.67%	1.7～1.8%	2.0%

経営目標の達成に向けて最大限努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑶ 設備投資の状況

① 賃貸資産

当連結会計年度における新規契約に伴うオペレーティング・リース資産の取得高は、1,576億７千４百万円であります。

② 社用資産

特記すべき事項はありません。

⑷ 資金調達の状況

当連結会計年度末の調達残高は、前連結会計年度末比6.2％増加の１兆9,649億５千４百万円となりました。

なお、資金調達手段多様化の一環として、無担保普通社債を総額200億円発行いたしました。

（単位：百万円）

区分	第46期 (平成27年３月期)	第47期 (平成28年３月期)	第48期 (平成29年３月期)	第49期 (平成30年３月期) (当連結会計年度)
短期借入金	410,622	436,470	456,620	467,340
長期借入金	533,564	666,650	777,008	828,047
社債	80,000	60,000	90,300	110,000
コマーシャル・ペーパー	374,700	393,200	419,700	473,700
債権流動化に伴う支払債務	26,500	24,400	21,500	18,900
債権流動化に伴う長期支払債務	103,534	99,385	85,804	66,965
調達残高合計	1,528,922	1,680,107	1,850,933	1,964,954

⑸ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第46期 (平成27年３月期)	第47期 (平成28年３月期)	第48期 (平成29年３月期)	第49期 (平成30年３月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	472,262	493,704	507,001	590,201
経常利益(百万円)	26,474	29,187	31,379	35,200
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	14,203	17,464	19,974	21,944
１株当たり当期純利益　(円)	470.14	579.17	661.80	726.41
総資産(百万円)	1,987,610	2,113,373	2,300,090	2,430,838
純資産(百万円)	222,501	232,531	259,192	282,574
１株当たり純資産額　(円)	6,644.64	6,898.56	7,547.33	8,242.50

(注) １株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、小数点第２位未満を四捨五入して表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第46期 (平成27年３月期)	第47期 (平成28年３月期)	第48期 (平成29年３月期)	第49期 (平成30年３月期) (当期)
売上高(百万円)	359,306	366,342	358,669	424,123
経常利益(百万円)	18,667	18,563	20,445	22,504
当期純利益(百万円)	12,317	12,788	14,755	15,549
１株当たり当期純利益　(円)	407.69	424.07	488.89	514.71
総資産(百万円)	1,481,239	1,614,879	1,757,454	1,865,448
純資産(百万円)	172,152	176,327	190,946	206,439
１株当たり純資産額　(円)	5,697.16	5,820.27	6,297.28	6,800.14

(注) １株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、小数点第２位未満を四捨五入して表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
芙蓉オートリース株式会社	240百万円	100.0%	リース
株式会社エフ・ジー・エル・サービス	70百万円	100.0%	業務受託 保険代理
株式会社芙蓉リース販売	10百万円	100.0%	リース関連業務受託
シャープファイナンス株式会社	3,000百万円	65.0%	リース・信用販売 不動産賃貸・保険代理
アクリーティブ株式会社	1,224百万円	51.0%	アセットビジネス ソリューション
Fuyo General Lease (USA) Inc.	10,000千米ドル	100.0%	ファイナンス
Fuyo General Lease (HK) Ltd.	10,000千香港ドル 6,000千米ドル 3,745百万円	100.0%	割賦・ファイナンス
芙蓉綜合融資租賃（中国）有限公司	170,724千人民元	100.0%	リース
FGL Aircraft Ireland Limited	7米ドル	100.0%	リース

（注）1．上記の重要な子会社を含め、当社の連結子会社は46社、持分法適用会社は４社となっております。
2．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

⑺ **主要な事業内容**（平成30年３月31日現在）

セグメント	事業内容
リース及び割賦	情報関連機器・事務用機器、産業工作機械等のリース業務（リース取引の満了・解約に伴う物件販売等を含む）及び商業設備、生産設備、病院設備等の割賦販売業務
ファイナンス	金銭の貸付業務及び営業目的の金融収益を得るために所有する有価証券の運用業務等
その他	環境エネルギー関連業務及び匿名組合組成業務等

⑻ **主要な営業所**（平成30年３月31日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区
支店	札幌・東北・高崎・大宮・横浜・金沢・静岡・名古屋・京都・大阪 神戸・広島・福岡

② 子会社（国内）

名称	本社所在地
芙蓉オートリース株式会社	東京都千代田区
株式会社エフ・ジー・エル・サービス	東京都千代田区
株式会社芙蓉リース販売	東京都千代田区
シャープファイナンス株式会社	大阪市中央区
アクリーティブ株式会社	東京都中央区

③ 子会社（海外）

名称	所在地
Fuyo General Lease（USA）Inc.	米国ニューヨーク
Fuyo General Lease（HK）Ltd.	中国香港特別行政区
芙蓉綜合融資租賃（中国）有限公司	中国上海市
FGL Aircraft Ireland Limited	アイルランドダブリン

⑼ **従業員の状況**（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,715（293）名	12名増（1名減）

（注）１．従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．臨時従業員数には、パートタイマー及び派遣社員を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
689（11）名	増減無し（12名減）	41.4歳	14.7年

（注）１．従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．上記従業員数のほかに、当社から他社への出向者が112名おります。
３．臨時従業員数には、パートタイマー及び派遣社員を含んでおります。

⑽ **主要な借入先の状況**（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	285,682百万円
三井住友信託銀行株式会社	93,315
農林中央金庫	87,238
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	81,060
みずほ信託銀行株式会社	77,378
株式会社三井住友銀行	56,059
信金中央金庫	32,353
株式会社日本政策投資銀行	30,034
株式会社静岡銀行	29,313
株式会社広島銀行	17,905

⑾ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、Marubeni Auto Investment（CANADA）Inc.の株式の50.0％を平成30年３月に取得し、持分法適用関連会社といたしました。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　100,000,000株
② 発行済株式の総数　30,287,810株
③ 株主数　12,937名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
ヒューリック株式会社	4,218,200	14.0
明治安田生命保険相互会社	2,261,400	7.5
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,512,300	5.0
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,002,400	3.3
アズビル株式会社	1,000,000	3.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	979,200	3.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	958,300	3.2
株式会社みずほ銀行	907,900	3.0
ﾋﾞｰﾋﾞｰｴｲﾁ ﾌｧﾝﾃﾞｨﾃｲ ﾋﾟｭｰﾘﾀﾝ ﾌｧﾝﾃﾞｨﾃｲ ｼﾘｰｽﾞ ｲﾝﾄﾘﾝｼｯｸ ｵﾎﾟﾁｭﾆﾃｨｽﾞ ﾌｧﾝﾄﾞ	550,000	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	431,300	1.4

（注）持株比率は、自己株式（64,939株）を控除し、小数点第１位未満を四捨五入して、表示しております。

⑵ 新株予約権の状況

「⑵ 新株予約権の状況」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.fgl.co.jp/）に掲載しております。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役会長（代表取締役）	佐藤　隆	
取締役社長（代表取締役）	辻田泰徳	
専務取締役（代表取締役）	風間省三	
専務取締役	山田秀貴	
常務取締役	相沢慎哉	Fuyo General Lease(USA)Inc. Chairman&CEO Fuyo General Lease (HK) Ltd. Chairman 芙蓉綜合融資租賃(中国)有限公司 董事長兼法定代表者 FGL Aircraft Ireland Limited Director Fuyo Aviation Capital Europe Limited Chairman/Director
常務取締役	細井聡一	
取締役	南　直哉	一般財団法人地球産業文化研究所 理事長 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外監査役
取締役	一色誠一	
常勤監査役	髙嶌清幸	
常勤監査役	須田　茂	
監査役	沼野輝彦	弁護士
監査役	神内昌宏	コグニビジョン株式会社 代表取締役社長

（注）１．取締役南　直哉氏及び取締役一色誠一氏は、社外取締役であります。
２．監査役沼野輝彦氏及び監査役神内昌宏氏は、社外監査役であります。
３．監査役沼野輝彦氏は、弁護士として会社関係訴訟事件に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．取締役南　直哉氏及び取締役一色誠一氏並びに監査役沼野輝彦氏及び監査役神内昌宏氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
５．当事業年度中の取締役及び監査役の退任
(1)常勤監査役堀　優二氏は、平成29年６月22日付で退任いたしました。
(2)監査役上杉純雄氏は、平成29年６月23日付で退任いたしました。
(3)専務取締役山田秀貴氏は、平成30年３月31日付で退任いたしました。
６．監査役神内昌宏氏は、コグニビジョン株式会社 代表取締役社長を平成29年６月16日付で退任いたしました。

7．責任限定契約の内容の概要

各社外取締役及び各監査役と当社との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を、法令が規定する最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。

8．当社は、執行役員制度を導入しております。平成30年３月31日現在の執行役員の地位、担当は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
社長執行役員	辻田泰徳	会社業務全般　監査室の所管業務
専務執行役員	風間省三	＜企画･管理部門、企画･管理担当役員統括＞ 総務部、法務コンプライアンス室の各所管業務
専務執行役員	山田秀貴	＜営業部門、営業担当役員統括＞ 営業企画部、ｅビジネス推進部、ビジネス資産統括部、営業推進第一部、営業推進第二部、営業推進第三部、国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	相沢慎哉	＜特定営業部門統括＞ 国際業務部、国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	細井聡一	経営企画部、事務企画部、システム企画部、電算システム部、財務部、経理部、東京事務室の各所管業務
常務執行役員	中北清貴	シャープファイナンス株式会社 取締役副社長
常務執行役員	武部頼明	＜不動産部門統括＞ 営業企画部《不動産》、不動産企画部、国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	中村孝	審査部長、審査第二部、融資部の各所管業務
常務執行役員	狩野恭治	国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	小島照夫	営業推進第四部、国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	高田桂治	国内営業部店の各所管業務（コーポレート営業部門《正》）
常務執行役員	織田寛明	ビジネスクリエーション部、ビジネスソリューション部、国内営業部店の各所管業務（コーポレート営業部門《副》）
常務執行役員	中山与志利	国内営業部店の各所管業務
執行役員	加藤勝朗	東京営業第三部長
執行役員	澤田幸広	開発営業部長
執行役員	長野克宣	ビジネス資産統括部長
執行役員	江口文人	情報機器営業部長
執行役員	安藤幸治	営業推進第一部長
執行役員	鶴田義人	財務部長
執行役員	十都次郎	国際業務部長

地位	氏名	担当
執行役員	石井 建志	営業推進第三部長
執行役員	村田 マコト	審査第二部長
執行役員	澤 登哲也	総務部長
執行役員	亀井 潤	名古屋支店長
執行役員	黒木 一彦	東京営業第一部長
執行役員	横田 博之	大阪支店長
執行役員	安藤 宏明	コーポレート営業第二部長

9．当事業年度末以降の執行役員の異動は、次のとおりであります。

(1)専務執行役員風間省三氏は、平成30年４月２日付で副社長執行役員に昇格いたしました。

(2)常務執行役員相沢慎哉氏及び常務執行役員武部頼明氏は、平成30年４月２日付で専務執行役員に昇格いたしました。

(3)執行役員加藤勝朗氏、執行役員澤田幸広氏、執行役員長野克宣氏及び執行役員澤登哲也氏は、平成30年４月２日付で常務執行役員に昇格いたしました。

(4)川端恵一氏、東　幸一郎氏、岸田勇輔氏及び仁多見　斎氏は、平成30年４月２日付で新たに執行役員に就任いたしました。

(5)専務執行役員山田秀貴氏、常務執行役員中北清貴氏、常務執行役員中村　孝氏、常務執行役員小島照夫氏及び執行役員江口文人氏は、平成30年３月31日付で退任いたしました。

10．平成30年４月２日付で、次の組織改編を行っております。

(1)「法務コンプライアンス室」を「法務コンプライアンス部」に組織改編いたしました。

(2)「経理部」を「財務企画部」に組織改編いたしました。

(3)「国際業務部」を、「国際業務部」「国際戦略投資部」「国際営業推進部」の３部に組織改編いたしました。

(4)「ポートフォリオ企画室」を「航空機企画部」に組織改編いたしました。

11．上記の人事異動及び組織改編に伴い、平成30年５月16日現在の執行役員の地位、担当は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
社長執行役員	辻田 泰徳	会社業務全般 監査室の所管業務
副社長執行役員	風間 省三	会社業務全般補佐 ＜企画･管理部門統括、営業部門統括、グループガバナンス統括、コンプライアンス統括＞ 総務部の所管業務
専務執行役員	相沢 慎哉	＜海外部門統括＞ 国際業務部､国際戦略投資部､国際営業推進部､国内営業部店の各所管業務
専務執行役員	武部 頼明	＜不動産部門統括＞ 営業企画部《不動産》、不動産企画部、国内営業部店の各所管業務

地位	氏名	担当
常務執行役員	細井聡一	＜ＩＲ、情報管理統括、リスク統括＞ 経営企画部、審査部、審査第二部、融資部、財務企画部、財務部の各所管業務
常務執行役員	狩野恭治	国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	高田桂治	国内営業部店の各所管業務（コーポレート営業部門《正》）
常務執行役員	織田寛明	ビジネスクリエーション部、ビジネスソリューション部、国内営業部店の各所管業務（コーポレート営業部門《副》）
常務執行役員	中山与志利	国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	加藤勝朗	法務コンプライアンス部、事務企画部、システム企画部、電算システム部、東京事務室の各所管業務
常務執行役員	澤田幸広	航空機企画部、国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	長野克宣	国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	澤登哲也	営業企画部、ｅビジネス推進部、ビジネス資産統括部、営業推進第一部、営業推進第二部、営業推進第三部、営業推進第四部、国内営業部店の各所管業務
執行役員	安藤幸治	営業推進第一部長
執行役員	鶴田義人	財務部長
執行役員	十都次郎	国際業務部長
執行役員	石井建志	営業推進第三部長
執行役員	村田マコト	審査第二部長
執行役員	亀井潤	名古屋支店長
執行役員	黒木一彦	東京営業第一部長
執行役員	横田博之	大阪支店長
執行役員	安藤宏明	コーポレート営業第二部長
執行役員	川端恵一	営業企画部長
執行役員	東幸一郎	不動産企画部長
執行役員	岸田勇輔	財務企画部長
執行役員	仁多見斎	東京営業第三部長

② 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針の概要

当社は、役員報酬と会社業績及び株主価値との連動性を高めることにより業績の向上及び株価上昇への意欲や士気を高め、「安定した業績と成長を確保し、企業価値を高めていく」という企業目標の達成を推進する観点から、役員に固定報酬として支給する基本報酬のほかに変動報酬として業績連動報酬及び株式報酬を導入しております。

基本報酬は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、当社従業員報酬や役員報酬の世間一般的な水準及び会社の経営状態等を参考にして、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定します。

業績連動報酬は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、売上高、経常利益等の連結業績及び各人の業績への貢献度等に応じて、取締役会の決議により決定します。

株式報酬として、取締役に付与する新株予約権の個数は、株主総会で承認された発行数の範囲内で、取締役会の決議により支給します。

なお、取締役の各報酬額については、指名・報酬等諮問委員会が、その適切性、妥当性に関し審議を行い、取締役会に答申します。

また、監督職である社外取締役及び監査役については、短期インセンティブやエクイティ報酬の考え方が馴染みにくいため固定報酬のみとしております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の内訳			人数
		基本報酬	株式報酬	業績連動報酬	
取締役	310百万円	208百万円	64百万円	37百万円	8名
監査役	63百万円	63百万円	－	－	6名
合計	373百万円	271百万円	64百万円	37百万円	14名

（注）上記「取締役及び監査役の報酬等の総額」のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）に対する報酬等の総額は次のとおりであります。

区分	報酬等の総額	報酬等の内訳			人数
		基本報酬	株式報酬	業績連動報酬	
社外役員	39百万円	39百万円	－	－	5名

④　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職の状況及び当社との関係

A．重要な兼職の状況は、「①取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）」に記載のとおりであります。

B．当社とその他の重要な兼職先各社との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　南　直哉	取締役会に10回開催中10回出席し、我が国を代表する企業の代表取締役としての豊富な経験などを踏まえ、幅広い見地から議案に対し適宜質問、助言を行っております。 また、指名・報酬等諮問委員会に４回開催中４回出席し、役員の指名及び報酬等に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
取締役　一色誠一	取締役会に10回開催中10回出席し、我が国を代表する企業の代表取締役としての豊富な経験などを踏まえ、幅広い見地から議案に対し適宜質問、助言を行っております。 また、指名・報酬等諮問委員会に４回開催中４回出席し、役員の指名及び報酬等に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
監査役　沼野輝彦	取締役会に10回開催中10回出席、監査役会に11回開催中11回出席し、法律の専門家としての豊富な経験・知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役　神内昌宏	取締役会に８回開催中７回出席、監査役会に８回開催中７回出席し、我が国を代表する損害保険会社の役員や企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき、適宜発言を行っております。

（注）神内昌宏氏は、平成29年6月23日付で監査役に就任したため、他の監査役と出席対象の取締役会及び監査役会の回数が異なります。

⑷ 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	77	3
連結子会社	74	－
計	151	3

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社は、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、コンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。
3．当社の重要な子会社であるFuyo General Lease（USA）Inc.他３社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意をした理由

監査役会は社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等の必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務執行その他の状況等を考慮し、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案することを審議いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

［体制の概要］

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に悖（もと）ることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行することを基本方針とし、当社の倫理綱領である「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」を定めている。

「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」に基づいた、規程・手続・マニュアルの制定、従業員の教育研修、内部通報制度の拡充等を通じて遵守体制を整備するとともに、取締役会及び監査役会による監督、監査役、会計監査人及び当社監査室による監査を通じて取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を維持する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、定款、「経営会議規程」及び「稟議規程」に基づき、取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書を作成し、定められた期間保存することにより取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を構築しており、この体制を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」において管理すべきリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク、レピュテーションリスク及びその他のリスクに区分し、各リスク管理の基本方針に定める体制・方法によりリスクの特性や重要性に応じた管理を実施している。

この他、非常災害の発生に備えた「緊急時対策規程」、情報管理に関わる「秘密情報管理規程」等を制定して損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備しているが、経営環境の変化に伴い発生する様々なリスクに適時適切に対応するため、リスク管理体制の強化に継続して取り組む。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制による業務分掌の明確化、「職務権限規程」に基づく職務権限の委譲、中期経営計画に基づく計画管理及び予算統制を実施することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築しており、今後も予算統制等によるPDCAサイクルの充実を図り、効率的な体制を維持し、向上させる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団は、「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」を共有し、各社の事業特性を踏まえてグループ一体となった経営を行う。

当社は、すべての子会社に取締役を派遣しており、「関係会社管理規程」に基づいて子会社の経営状況、業務遂行につき承認又は報告を求めるなどの管理・統制を実施することで、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を維持している。

各子会社における自律的な内部統制を基本としつつ、当社は主要子会社について監査室による業務監査を定期的に実施するほか、子会社の業務内容等に応じてコンプライアンス、リスク管理、効率化に必要な支援・指導を実施することにより、改善を図る。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団は、財務報告の信頼性、すなわち財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築する。内部統制に何らかの不備が発見された場合には、必要に応じて改善を図り、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備・維持する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

当社は、監査役が監査役を補助する従業員を置くことを求めた場合、所定の手続に従ってすみやかに当該従業員を配置する。

⑧ 前項の従業員の取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の求めに応じて前項の従業員を置いた場合、取締役からの独立性を確保し、監査役から指示された職務の実効性を担保するため、人事異動等については監査役の同意を得るなど必要な措置を講じる。

⑨　当社監査役への報告に関する体制

イ．当社の取締役、執行役員及び従業員が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役、執行役員及び従業員は、監査役会又は監査役に対し⑴当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実⑵取締役、執行役員及び従業員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨⑶その他、法令及び監査役会又は監査役が求めた事項について報告を行う。

ロ．子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、当社の監査役が職務の執行に必要として求めた場合、速やかに当社の監査役に報告する。当社の監査役は、当社及び子会社の監査役で構成するグループ監査役会議を定期的に開催して監査結果の報告を受け、情報の共有を図る。

また、グループ内部通報制度については、通報窓口に当社の監査役を追加するほか、他の窓口に通報された場合も当社の監査役に適切に報告されるよう、情報ルートを整備する。

⑩　前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員が前項の報告をしたことを理由として不利な扱いを行わない。また、内部通報取扱規程においても、監査役への通報者又は報告者の保護を明記する。

⑪　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会及び経営会議等への出席、経営者との定期的なディスカッションの実施、重要稟議の回付、監査室からの業務監査結果の報告などにより、監査役が当社における業務執行の状況を常時把握できる環境を提供することで監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を維持し、必要に応じて体制の充実を図る。

⑬　反社会的勢力との関係を遮断するための体制

当社は、「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを宣言するとともに、反社会的勢力との関係遮断に向けたコンプライアンス規程・対応マニュアルの制定、従業員に対する教育研修の実施、警察当局との連携等、組織的な対応を実施している。

今後も反社会的勢力との関係を遮断するための体制を維持し、対応の徹底を図る。

［運用状況の概要］

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　コンプライアンスに関する取組の状況

当社は、年間のコンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス体制の維持・充実を図るとともに、コンプライアンス・プログラムの実施結果を年２回取締役会に報告しております。当事業年度においては、グループベースでのコンプライアンス推進をより明確化するために、当社単体のコンプライアンス委員会とグループ・コンプライアンス委員会を一本化しました。

②　損失の危険の管理に関する取組の状況

当社は、「リスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクや所管部等を定め、多様なリスクに対してのマネジメント体制を構築しております。これらのリスクに関する状況については、それぞれ最低年２回以上経営会議へ報告が行われており、マネジメント体制の維持・改善に努めております。

また、緊急時対応として、役職員を対象とする防災訓練や安否確認訓練等を定期的に実施し、非常災害時への体制の維持・強化に取り組んでおります。

③　職務執行の効率性の確保に関する取組の状況

当社は、執行役員制度を導入しており、「職務権限規程」等に基づき効率的な業務遂行を行っております。

また、当社は、中期経営計画に基づき、年度経営計画を策定のうえ、具体的な実行計画として各部室店の年次計画を策定し、管掌役員のＰＤＣＡによる進捗管理のもと実行・推進しております。

さらに、取締役会での審議が十分かつ効率的に行われるよう、社外取締役・社外監査役に対する事前説明会を実施しております。

当事業年度においては、取締役会全体の実効性分析・評価結果を踏まえて取締役会付議資料の書式を改定し、社内会議における議論等のポイントを記載する等、記載・説明事項を明確化・共通化し、取締役会の審議の活性化を図りました。

④　当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組の状況

当社は、当事業年度においてグループ・コンプライアンス委員会を年４回開催し、グループ各社のコンプライアンスに関する事項について情報交換・審議等を行いました。

また、当社は、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する所定の重要な事項について、当社の承認・当社への報告等を行う体制を構築しております。

当事業年度においては、アクリーティブ株式会社の連結子会社化に伴い、「関係会社管理規程」を改正し、同社について、上場会社としての独立性を確保しつつ、その経営状況・業務遂行状況を適切に管理・統制する体制を構築しました。

さらに、当社監査室は、当事業年度中に主要な国内子会社６社、海外子会社２社に対して定期監査を実施いたしました。

⑤　監査役監査の実効性の確保に関する取組の状況

当社は、社外監査役２名を含む監査役４名で構成される監査役会において、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行っております。また、監査役による取締役会等の重要会議への出席や各種重要書類等の閲覧により、監査の実効性を確保しております。

なお、代表取締役との定期的な面談、年10回程度の会計監査人との会合、年２回の社外取締役との意見交換等を通じて、監査役監査の充実を図っております。

（注）本事業報告に記載の金額及び株式数は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,876,761**	**流動負債**	**1,331,177**
現金及び預金	54,822	支払手形及び買掛金	26,464
割賦債権	116,697	短期借入金	467,340
リース債権及びリース投資資産	1,098,722	１年内償還予定の社債	20,000
営業貸付金	296,405	１年内返済予定の長期借入金	221,381
その他の営業貸付債権	84,149	コマーシャル・ペーパー	473,700
営業投資有価証券	174,021	債権流動化に伴う支払債務	18,900
その他の営業資産	7,626	１年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払債務	30,338
賃貸料等未収入金	16,759	リース債務	34,873
有価証券	15	未払法人税等	5,880
繰延税金資産	2,771	繰延税金負債	130
その他	27,574	割賦未実現利益	1,625
貸倒引当金	△2,806	賞与引当金	1,707
固定資産	**553,251**	役員賞与引当金	139
有形固定資産	**400,373**	未経過リース料引当金	2
賃貸資産	378,816	債務保証損失引当金	72
賃貸資産	375,312	その他	28,620
賃貸資産前渡金	3,504	**固定負債**	**817,086**
社用資産	21,556	社債	90,000
無形固定資産	**10,801**	長期借入金	606,666
賃貸資産	373	債権流動化に伴う長期支払債務	36,626
賃貸資産	373	リース債務	462
その他の無形固定資産	10,427	繰延税金負債	16,790
のれん	6,226	退職給付に係る負債	1,533
その他	4,201	役員退職慰労引当金	169
投資その他の資産	**142,076**	メンテナンス引当金	381
投資有価証券	94,313	債務保証損失引当金	992
破産更生債権等	1,022	資産除去債務	1,027
退職給付に係る資産	53	その他	62,436
繰延税金資産	679	**負債合計**	**2,148,264**
その他	46,451	**純資産の部**	
貸倒引当金	△445	**株主資本**	**208,397**
繰延資産	**826**	資本金	10,532
創立費	0	資本剰余金	10,416
開業費	825	利益剰余金	187,673
		自己株式	△224
		その他の包括利益累計額	**40,714**
		その他有価証券評価差額金	39,265
		繰延ヘッジ損益	△92
		為替換算調整勘定	1,551
		退職給付に係る調整累計額	△10
		新株予約権	**924**
		非支配株主持分	**32,537**
		純資産合計	**282,574**
資産合計	**2,430,838**	**負債純資産合計**	**2,430,838**

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		590,201
売上原価		529,789
売上総利益		60,412
販売費及び一般管理費		27,802
営業利益		32,609
営業外収益		
受取利息	49	
受取配当金	1,507	
投資事業組合運用益	36	
匿名組合投資利益	424	
持分法による投資利益	753	
償却債権取立益	118	
貸倒引当金戻入額	103	
債務保証損失引当金戻入額	127	
その他	149	3,269
営業外費用		
支払利息	363	
社債発行費	8	
為替差損	77	
投資事業組合運用損	45	
匿名組合投資損失	10	
その他	173	678
経常利益		35,200
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
減損損失	38	
固定資産処分損	10	
関係会社清算損	2	
ゴルフ会員権評価損	20	70
税金等調整前当期純利益		35,130
法人税、住民税及び事業税	10,965	
法人税等調整額	△92	10,872
当期純利益		24,257
非支配株主に帰属する当期純利益		2,312
親会社株主に帰属する当期純利益		21,944

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,356,811**	**流動負債**	**985,674**
現金及び預金	35,981	支払手形	2,102
受取手形	5	買掛金	14,726
割賦債権	102,705	短期借入金	308,538
リース債権	168,868	1年内償還予定の社債	20,000
リース投資資産	592,234	1年内返済予定の長期借入金	167,523
営業貸付金	197,742	コマーシャル・ペーパー	402,700
その他の営業貸付債権	28,830	債権流動化に伴う支払債務	18,900
営業投資有価証券	174,021	1年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払債務	18,483
その他の営業資産	5,661	リース債務	12,129
賃貸料等未収入金	2,554	未払金	908
有価証券	15	未払費用	2,690
前払費用	3,811	未払法人税等	4,021
繰延税金資産	302	賃貸料等前受金	4,533
未収収益	818	預り金	4,061
関係会社短期貸付金	24,452	前受収益	360
その他	19,086	割賦未実現利益	1,413
貸倒引当金	△282	賞与引当金	1,069
固定資産	**508,636**	役員賞与引当金	118
有形固定資産	**243,224**	債務保証損失引当金	25
賃貸資産	242,009	デリバティブ債務	0
賃貸資産	238,505	その他	1,365
賃貸資産前渡金	3,504	**固定負債**	**673,334**
社用資産	1,214	社債	90,000
建物	503	長期借入金	460,955
器具備品	82	債権流動化に伴う長期支払債務	43,527
土地	24	リース債務	459
リース賃借資産	603	繰延税金負債	15,966
無形固定資産	**3,094**	退職給付引当金	1,007
賃貸資産	374	債務保証損失引当金	23
賃貸資産	374	預り保証金	60,184
その他の無形固定資産	2,719	資産除去債務	794
借地権	53	その他	416
ソフトウェア	2,630	**負債合計**	**1,659,009**
電話加入権	34	**純資産の部**	
投資その他の資産	**262,318**	**株主資本**	**166,351**
投資有価証券	78,624	**資本金**	**10,532**
関係会社株式	87,967	**資本剰余金**	**10,416**
その他の関係会社有価証券	6,286	資本準備金	10,416
出資金	0	**利益剰余金**	**145,627**
従業員に対する長期貸付金	2	利益準備金	10
関係会社長期貸付金	49,081	その他利益剰余金	145,617
破産更生債権等	412	別途積立金	87,979
長期前払費用	3,364	繰越利益剰余金	57,638
差入保証金	36,417	**自己株式**	**△224**
その他	181	**評価・換算差額等**	**39,168**
貸倒引当金	△19	その他有価証券評価差額金	39,168
		繰延ヘッジ損益	△0
		新株予約権	**919**
		純資産合計	**206,439**
資産合計	**1,865,448**	**負債純資産合計**	**1,865,448**

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
リース売上高	364,749	
割賦売上高	41,755	
ファイナンス収益	9,708	
その他の売上高	7,908	424,123
売上原価		
リース原価	339,410	
割賦原価	39,596	
資金原価	4,900	
その他の売上原価	6,272	390,180
売上総利益		33,942
販売費及び一般管理費		13,668
営業利益		20,273
営業外収益		
受取利息	5	
有価証券利息	4	
受取配当金	2,087	
投資事業組合運用益	12	
匿名組合投資利益	492	
償却債権取立益	16	
その他	44	2,664
営業外費用		
支払利息	360	
社債発行費	8	
為替差損	10	
投資事業組合運用損	45	
匿名組合投資損失	10	
その他	0	434
経常利益		22,504
特別利益		
投資有価証券売却益	0	
関係会社清算益	4	4
特別損失		
関係会社株式評価損	0	
固定資産処分損	0	
関係会社清算損	2	3
税引前当期純利益		22,505
法人税、住民税及び事業税	7,576	
法人税等調整額	△620	6,956
当期純利益		15,549

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成３０年5月１１日

芙蓉総合リース株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　中　宏　和　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久　保　暢　子　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、芙蓉総合リース株式会社の平成２９年４月１日から平成３０年3月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、芙蓉総合リース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成３０年５月１１日

芙蓉総合リース株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　中　宏　和　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久　保　暢　子　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、芙蓉総合リース株式会社の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第４９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２９年４月１日から平成３０年３月31日までの第４９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画（監査方針、監査実施計画、業務分担）等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて資料の提出や説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門である監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備・充実に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び海外現地法人を含む主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人との連携に努めつつ、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成３０年5月１６日

芙蓉総合リース株式会社　監査役会

常勤監査役　髙嶌　清幸　㊞

常勤監査役　須田　茂　㊞

社外監査役　沼野　輝彦　㊞

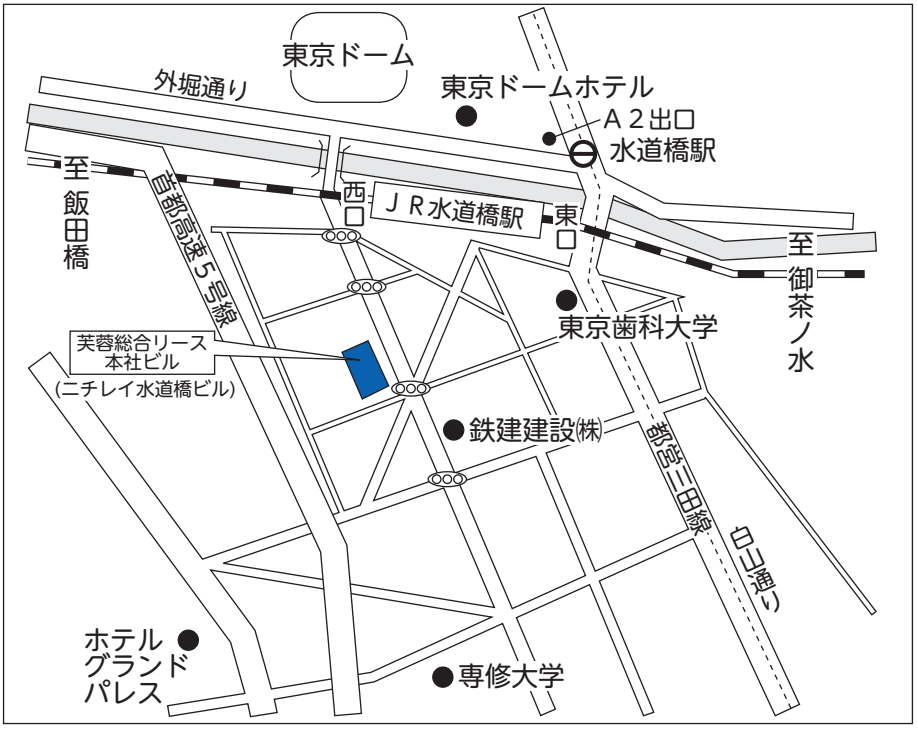
社外監査役　神内　昌宏　㊞

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　東京都千代田区神田三崎町三丁目３番23号
当社本社ビル（ニチレイ水道橋ビル）　11階　会議室
（ビル入口の庇（ひさし）に青色で「FUYO LEASE」と表示されています。）



最寄駅　ＪＲ「水道橋駅」西口　徒歩約　３分
地下鉄都営三田線「水道橋駅」Ａ２出口　徒歩約　７分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。